

林業・椎茸関係事業・有害鳥獣対策事業の 相談・要望を受付けます。

令和2年度事業計画策定に向け、各種事業の相談・要望を受付けます。

ただし、各種事業における事業採択要件に満たない場合は、補助事業対象外となりますので、詳細については林業水産課までお問い合わせください。

【乾しいたけ生産関連事業】



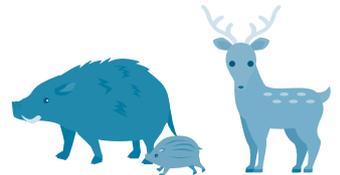
- 55歳未満の新規就業希望者を対象に、研修費用の給付
- 簡易作業路開設(利用区域面積0.3ha以上、幅員2.0m以上、延長100m以上)
- 生産施設整備(散水施設、人工ほだ場、バックホウ、ユニック車等)
- 新規参入生産施設整備(椎茸乾燥機、林内作業車、原木等の購入等)

【有害鳥獣被害防止対策事業】

- 金網柵、電気柵、シカネット

【治山・林道、林業作業道関連事業】

- 既設作業道等のコンクリート舗装整備(45%補助)
- 土砂崩落等、災害が予想される箇所の相談・要望



【緑化木に関する事業】

- 行政区・団体を対象に、集落や地区内における緑化整備に対する苗木補助

【竹林整備関連事業】

- たけのこや竹林生産、広葉樹林化を目的とした荒廃竹林(伐竹)整備

【里山再生事業】

- 薪ストーブ、薪割機の導入助成

事業要望受付期間 10月31日(木)まで

薪割機導入補助を始めました。

国東市では森林資源の活用促進により森林環境の保全及び里山づくりを目的に薪割機購入に要する経費に対し、予算の定める範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

市内に住所を有する個人、若しくは市内で活動する住民団体で、自宅若しくは施設等に薪を使用する機械器具が設置され日常的に使用されているものであること。

補助要件

- 国東市内の里山から立木を切り出し薪として利用すること。
- 市内業者から購入すること。
- チェーンソー作業従事者特別講習等の資格等を有する者、又は薪作り教室(下記)に参加した者。

補助対象経費

薪割機の購入に要する経費

補助率

1/2以内(1,000円未満の端数は切捨し、3万円を限度)

※事前に申請が必要です。また、別途詳細な要件がありますので、詳しくは林業水産課までお問い合わせください。

薪作り教室のお知らせ

自宅や事業所などで薪を利用する方や薪を利用する予定者を対象に薪作り教室を開催します。

・日 時 第1回 11月 2日(土) 午前9時～12時 第2回 11月16日(土) 午前9時～12時
第3回 11月30日(土) 午前9時～12時

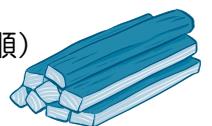
・会 場 国東市国東町小原4423番地1 東国東郡森林組合

・参加対象 市内に在住されている方 ・参加料 無料 ・定 員 各10名(申込先着順)

・申込期限 各開催日の10日前まで(10月23日、11月6日、11月20日)

・申込方法 林業水産課へお電話(0978-72-5198)

・その他 作業着で手袋を持参して参加してください。怪我等については保険の範囲で補償します。



【問合せ】林業水産課 ☎0978-72-5198

10月からは、国東市景観条例に基づく届出制度が運用されています

■景観づくりの基本方針および景観計画区域

(1)景観づくりの基本方針

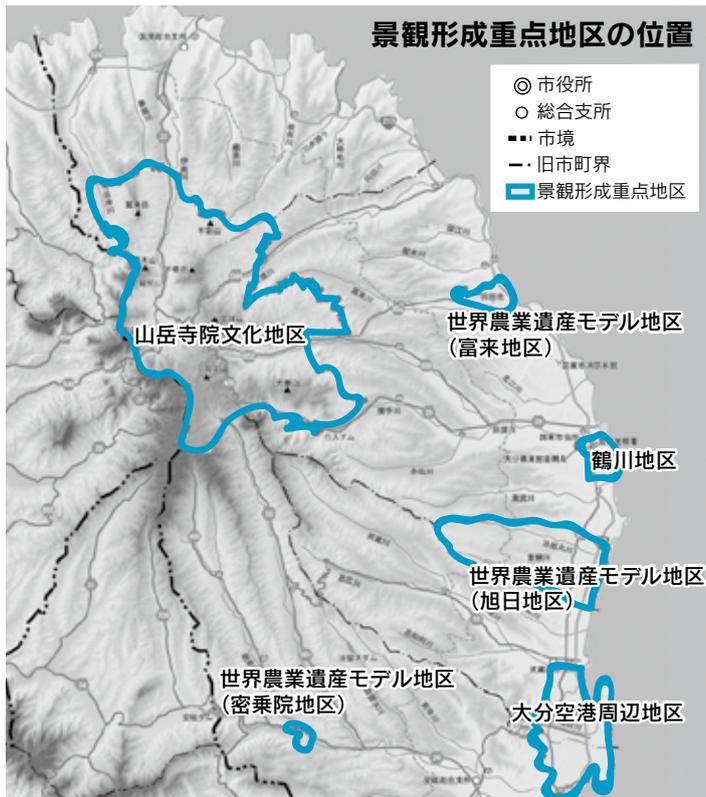
本市の景観づくりの基本理念は、「癒やされ、やすらぐ心のふるさとの景観づくり」とし、以下の5つの景観づくりの目標を掲げています。

- 1 国東の歴史文化を守り、次世代につなぐ
- 2 ふるさとの景観の骨格となってきた自然を守る
- 3 自然や歴史と共生した、うるおいある田園・集落地を形成する
- 4 賑わいやもてなしの心を感じられる場をつくる
- 5 多様な人々が参加しやすい環境を整え、地域の豊かさを創造する

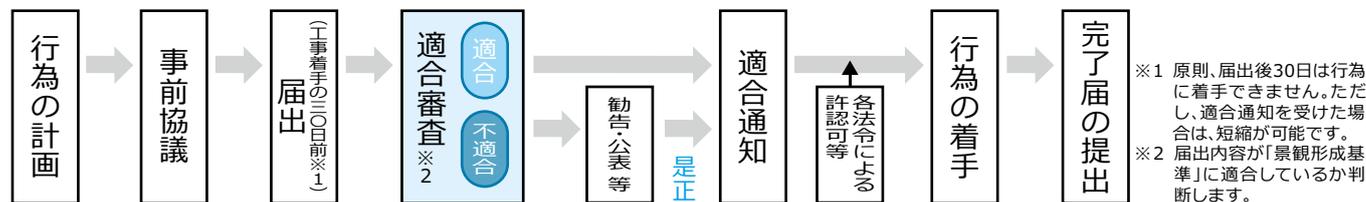
(2)景観計画区域

国東市全域を「景観計画区域」とし、一定の規模を超える建築行為等を行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要となります。

また、本市の景観づくりにおいて特に重要な右図に示す地区を「景観形成重点地区」に指定し、地区の特性に応じたきめ細やかな景観形成を進めていきます。



■届出手続きの流れ



■届出が必要な行為と規模

対象行為	対象規模	
	【一般地域】 右記の景観形成重点地区を除く市全域 (大分空港周辺地区、鶴川地区を含む)	【景観形成重点地区】 世界農業遺産モデル地区／山岳寺院文化地区
① 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの、または、延床面積500㎡を超えるもの	延床面積10㎡を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設/高さ10mを超えるもの よう壁/高さ5mを超えるもの 太陽光発電施設/高さ10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が1,000㎡を超えるもの(建築物の屋根等の設置は除く)	塔状工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設/高さ5mを超えるもの、または、築造面積10㎡を超えるもの よう壁/高さ1.5mを超えるもの 太陽光発電施設/パネル面合計面積が10㎡を超えるもの(建築物の屋根等の設置は除く)
③ 開発行為	開発面積3,000㎡を超えるもの	開発面積3,000㎡を超えるもの
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積1,000㎡を超え、かつ、のり面の高さ2mを超えるもの	面積1,000㎡を超え、かつ、のり面の高さ2mを超えるもの
⑤ 木竹の伐採又は植栽	延面積1,000㎡を超えるもの(ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	高さを5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの(ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)
⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さを2mを超え、かつ、面積100㎡を超え、かつ、堆積等の期間が90日を超えるもの	高さを1.5mを超えるもの、または、面積50㎡を超えるもの

計画書や届出の手続き等は、市ホームページで確認できます。 [国東市景観](#)

【問合せ先】政策企画課 景観・都市推進室 ☎0978-72-5161